

遠隔検査技術に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

遠隔検査技術に関する事項

改正理由

近年、ドローン等の遠隔検査技術（RIT）の開発に伴い、船体構造の検査に対する当該技術の業界需要が高まっている。このため IACS では、船級検査への当該技術の適用に対応すべく、関連規定の改正を行った。

併せて、船殻構造と一体となる強制浸水ダクト及び通風トランクの内部検査に関する規定を明確化し、IACS 統一規則 Z3 (Rev.7) , Z7 (Rev.26) , Z7.1 (Rev.14) , Z7.2 (Rev.7) , Z10.3 (Rev.18) 及び Z17 (Rev.13) として採択した。

このため、改正された IACS 統一規則 Z シリーズに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所の承認に関する要件を規定した。
- (2) 船級検査に関して、遠隔検査技術を用いる場合の要件を規定した。
- (3) 船殻構造と一体となる強制浸水ダクト及び通風トランクの内部検査に関する要件を規定した。

改正条項

事業所承認規則 3 編 1.1.1, 1.1.3, 2.1.1, 3.1.1, 3.2.1, 3.2.2, 3.3.1, 3.4.1, 3.5.1, 16 章
鋼船規則 B 編 1.3.1, 1.4.6, 1.5.2, 3.2.5, 4.2.5, 5.2.4, 5.2.5, 6.1.2
鋼船規則検査要領 B 編 B1.4.2, B1.4.6, B6.1.2